

○津軽広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

(平成18年 2月22日条例第1号)

改正 平成28年 2月25日条例第4号
令和 8年 2月18日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関して必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 政令第167条の17の規定により条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり締結することが一般的であるもの
- (2) 前号の契約に付随する保守業務の委託契約
- (3) 施設の維持管理業務及び設備の運転業務のうち、毎年4月1日から役務の提供を受ける契約
- (4) ソフトウェアの使用許諾契約
- (5) クラウドサービスの利用契約
- (6) 情報処理システムの保守業務の委託契約

(契約期間)

第3条 前条各号に掲げる契約の期間は、5年以内とする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関して必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年 2月25日条例第4号)

この条例は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則 (令和 8年 2月18日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。